

規制の事前評価書

法令案の名称：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：漏えい等発生時の本人通知義務の緩和

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：個人情報保護委員会事務局

評価実施時期：令和8年4月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- 報告対象事態のうち、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合について、本人への通知に代えて公表等の代替措置を講ずることを許容する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 現行法上は、報告対象事態が発生すると、事業者は、原則として一律に本人への通知を行う義務を負い(個人情報の保護に関する法律第26条第2項本文)、本人への通知に代えて公表等の代替措置を行うことが許容されるのは、本人への通知が困難な場合に限られている(同項ただし書)。
- 個人情報保護委員会において多数の漏えい等報告を受領し、その内容等を分析する中で、上記本人の知り得る状態に置く方法として、本人への通知を行うことを常に義務付けると、事業者にとって過度な負担となる事態も存在することが明らかになってきた(サービス利用者の社内識別子(ID)のみが多数漏えいした事案やサービス利用者の利用実績を示すポイントのみが漏えいした事案等)。このような事案において漏えい等した個人データは、それに含まれる記述等のみからは特定の個人を識別することができず、また、要配慮個人情報や住所・電話番号・メールアドレス等の特定の個人に対し何らかの連絡を行い得る記述等、クレジットカード番号などの不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等も含まれていないため、漏えい等それ自体により本人のプライバシーが侵害される程度や二次被害が生じる可能性は高くない。それにもかかわらず、郵便代等の費用を要する本人への通知を義務付けることは、事業者にとって過度な負担となる。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- 上記を踏まえ、サービス利用者の社内識別子(ID)のみが漏えいした事案のように、本人への通知に代えて公表を行うことでも足りると考えられる事態について、本人通知義務を緩和する必要がある。

2 規制の妥当性(その他の手段との比較検証)

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

3 効果(課題の解消・予防)の把握

【緩和・廃止】

- 上記1記載の緩和により、報告対象事態のうち一定数については、本人への通知に代えて公表等の代替措置

により対応が可能となり、事業者の負担軽減となることが見込まれる。なお、実際の効果については施行後、個人情報保護委員会への関連する相談・苦情等の状況を踏まえ把握する。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 本人への通知に代えて公表等の代替措置を行うにあたり、ホームページの整備等に伴う費用負担が生ずる可能性があるが、かかる代替措置を講じれば個別の本人通知が不要となるため、総じて負担は減ると考えられる。また、当該規制緩和に伴い社内規程や漏えい等発生時のマニュアルを改訂する必要性が生じる可能性があるが、その費用負担は限定的であると見込まれる。

<行政費用>

- ・ 本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用の発生は限定的であると見込まれる。

<その他の負担>

特段想定されない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じて、漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討することに賛成。 等

<関連する会合の名称、開催日>

個人情報保護委員会での関連する会合は以下のとおり。

- 以下の各会において法改正に向けた関係者ヒアリングを実施した。

第 262 回 (令和 5 年 11 月 29 日)、第 263 回 (令和 5 年 12 月 6 日)、第 264 回 (令和 5 年 12 月 15 日)、第 265 回 (令和 5 年 12 月 20 日)、第 266 回 (令和 5 年 12 月 21 日)、第 268 回 (令和 6 年 1 月 23 日)、第 270 回 (令和 6 年 1 月 31 日)、第 271 回 (令和 6 年 2 月 7 日)、第 272 回 (令和 6 年 2 月 14 日)、第 281 回 (令和 6 年 4 月 24 日)

- 第 292 回 (令和 6 年 6 月 26 日) にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryoku-lsyuuseigo.pdf

- 第 299 回 (令和 6 年 9 月 4 日) にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240904_shiryoku-1-1.pdf

- 第 312 回 (令和 7 年 1 月 22 日) にて「「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の進め方について (案)」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_shiryoku-1-1.pdf

- 第 316 回 (令和 7 年 3 月 5 日) にて「「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方 (案) について」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryou-1-1.pdf

- 第 320 回（令和 7 年 4 月 16 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要を示した。※令和 8 年 1 月まで随時更新

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3_ikennogaiyou.pdf

- 第 347 回（令和 8 年 1 月 9 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針（案）」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_shiryou-1-1.pdf

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 公表済（以下リンク参照）

リンク：[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しについて](#) | [個人情報保護委員会](#)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 法律の附則において、法律の施行後 3 年ごとの見直し規定が置かれる予定であり、当該時期に事後評価を実施する。

<上記以外の法令案>

・